

一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会退職年金規程

目 次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 給付の種類と金額（第6条－第20条）
- 第3章 給付金の請求と支給（第21条－第32条）
- 第4章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（以下「共済会」という。）の共済運営規程第28条に規定する退職年金事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 被共済職員は、被共済職員となった日に退職年金事業に加入し、被共済職員でなくなった（以下「退職」という。）日に加入資格を失い、給付の対象者となる。

2 職員出資金の拠出を申し出て加入した被共済職員（以下「拠出職員」という。）は、被共済職員となった日に拠出職員となる。

3 平成4年4月1日付職員出資金部分加入確認書により職員出資金の拠出を申し出た者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める日に拠出職員となる。

(1) 平成2年4月1日以前に被共済職員となり、職員出資金を拠出していた者は、平成2年4月1日

(2) 平成2年4月1日以降に被共済職員となり、その日から職員出資金を拠出していた者は、被共済職員となった日

(3) 平成2年4月1日から平成4年3月31日までの期間、職員出資金を拠出していなかった場合は、平成4年4月1日

4 拠出職員は、退職日に拠出職員でなくなる。

5 拠出職員は、前項の規定にかかわらず、会員に申し出て拠出職員でなくなる（以下「脱退」という。）ができる。

6 第2項及び第3項に定める日に拠出職員とならなかった者及び前項により脱退した者は、以後拠出職員となることはできない。

7 第2退職年金制度への加入を会員が申し出た被共済職員は、会員が届け出た日に加入者となり、退職日に加入資格を失い、給付の対象者となる。

（制度変更による経過措置）

第3条 平成30年3月31日以前に被共済職員となり、平成40年3月31日までの間に退職した者についての会員出資金部分の一時金支給額は、本制度の変更による経過措置として、退職時点で計算される次の2つの額のうち高い方の額とする。

(1) 退職日時点で効力を有するこの規程に基づき算定される会員出資金部分の一時金支給額

(2) 平成30年3月31日時点で効力を有するこの規程に基づき算定される会員出資金部分の一時金支給額

2 前項第2号の金額は、次の算式により計算される額とする。

(平成30年3月31日時点で効力を有するこの規程の第5条第1項に定める退職時点での本俸月額 [36万円を上限とする。]) × (退職時までの給付対象期間に応じ別表(4)に定める率) + (平成9年3月31日時点での給付対象期間が14年6箇月以上の被共済職員に加算される特別慰労金 [別表(14)の額])

3 退職年金の受給資格者が退職年金の支給を希望する場合において、第1項第2号の額が同項第1号の額より大きいときは、第7条の適用にあたり、会員出資金部分の一時金支給額に相当する額を第1項第2号の額に置き換えるものとする。

(給付対象期間の計算)

第4条 会員出資金部分にかかわる給付対象期間の計算は、その者が被共済職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その者が休職等により出資金を払い込まない月がある時は、その月は給付対象期間に算入しない。

2 抛出職員の職員出資金部分にかかわる給付対象期間は、第2条第2項および第3項に定める抛出職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数または第2条第5項により脱退した日の属する月までの月数による。ただし、その者が休職等により出資金を払い込まない月がある時は、その月は給付対象期間に算入しない。

3 第2出資金部分にかかわる給付対象期間の計算は、その者が第2条第7項に定める第2退職年金制度の加入者となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その者が休職等により出資金を払い込まない月がある時は、その月は給付対象期間に算入しない。

(計算基礎額)

第5条 会員出資金部分の給付額算定の基礎となる額は、退職した日の属する年度から起算して、前年度3月31日時点の会員出資金積立残高（以下「前年度末会員出資金元利合計額」という。）と、退職した日の属する年度内に抛出された会員出資金の累計額（以下「当年度会員出資金年間抛出額」という。）とする。

(1) 「前年度末会員出資金元利合計額」は、次に定めるところにより計算される額とする。

(前々年度末会員出資金元利合計額 × 1.015) + (前年度会員出資金年間抛出額 × 1.0075)

(2) 平成30年4月1日時点の前年度末会員出資金元利合計額は、次の算式により計算される額とする。

{(平成30年3月31日時点で効力を有するこの規程の第5条第1項に定める平成30年3月31日時点での本俸月額 [36万円を上限とする。]) × (平成30年3月31日までの給付対象期間に応じ別表(4)に定める率) + (平成9年3月31日時点での給付対象期間が14年6箇月以上の被共済職員に加算される特別慰労金 [別表(14)の額])} ÷ (平成30年3月31日時点の給付対象期間に応じ別表(23)に定める率)

ただし、平成30年3月31日時点で給付対象期間が1年未満である場合には、次の額とする。

(平成30年3月31日時点で効力を有するこの規程の第5条第1項に定める平成30年3月31日時点での本俸月額 [36万円を上限とする。]) × 0.0171 × (平成30年3月31日時点での給付対象期間の月数) ÷ 0.5

2 職員出資金部分の給付額算定の基礎となる額は、退職した日の属する年度から起算して、前年度

3月31日時点の職員出資金積立残高（以下「前年度末職員出資金元利合計額」という。）と、退職した日の属する年度内に拠出された職員出資金の累計額（以下「当年度職員出資金年間拠出額」という。）とする。

なお、「前年度末職員出資金元利合計額」は、次に定めるところにより計算される額とする。

$(\text{前々年度末職員出資金元利合計額}) \times 1.015 + (\text{前年度職員出資金年間拠出額}) \times 1.0075$

- 3 第2出資金部分の給付額算定の基礎となる額は、退職した日の属する年度から起算して、前年度3月31日時点の第2出資金積立残高（以下「前年度末第2出資金元利合計額」という。）と、退職した日の属する年度内に拠出された第2出資金の累計額（以下「当年度第2出資金年間拠出額」という。）とする。

なお、「前年度末第2出資金元利合計額」は、次に定めるところにより計算される金額とする。

$(\text{前々年度末第2出資金元利合計額}) \times 1.015 + (\text{前年度第2出資金年間拠出額}) \times 1.0075$

第2章 給付の種類と金額

(退職年金)

第6条 被共済職員が、給付対象期間20年以上かつ年齢55歳以上で退職したときは、その者に60歳（60歳以上で退職したときは、退職したとき）から10年間、退職年金を支給する。ただし、支給開始前に、その者が希望した場合は、その時から10年間退職年金を支給することができる。

(退職年金の額)

第7条 退職年金の月額は、次に定めるところにより計算される金額とする。

$\{(\text{第15条第1項第1号に定める算式により計算される会員出資金部分の一時金支給額}) + (\text{第15条第1項第2号に定める算式により計算される職員出資金部分の一時金支給額})\} \div 111.287 \times \text{別表(24)に定める率}$

- 2 前条により退職年金を選択した第2退職年金制度の加入者は、給付対象期間が1年以上の場合、次の定めるところにより計算される額が前項に定める退職年金の月額に加算される。

$(\text{第15条第2項に定める算式により計算される第2出資金部分の一時金支給額}) \div 111.287 \times \text{別表(24)に定める率}$

- 3 前条ただし書きに該当する場合は、次に定めるところによる金額とする。

第1項および第2項に定める額×別表(25)に定める率

- 4 前項に関わらず、平成30年3月31日以前に退職し、据置期間中となっている者は、次に定めるところにより計算される額とする。

その者が受ける権利を有していた退職年金の月額×別表(9)に定める率

(退職年金の失権)

第8条 退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利を失う。

(遺族年金)

第9条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に、当該各号に掲げる期間、遺族年金を支給する。

- (1) 給付対象期間20年以上かつ年齢55歳以上の被共済職員
10年間

(2) 退職年金据置期間中の者

10年間

(3) 退職年金受給中の者

10年間からすでに支給された退職年金の支給期間を差し引いた期間

(遺族年金の額)

第10条 遺族年金の月額、給付対象期間に応じ、次に定めるところにより計算される金額とする。

(1) 前条第1号に該当したとき

第7条第1項および第2項で定める計算式のうち別表(24)に定める率を乗じないで算出される額

(2) 前条第2号に該当したとき

第7条第1項および第2項により算出された額×別表(25)に定める率

(3) 前条第3号に該当したとき

退職年金受給中の者が受けていた退職年金の月額と同額

2 前項第2号に関わらず、平成30年3月31日以前に退職し、据置期間中となっていた者が死亡したときは、次に定めるところにより計算される額とする。

据置期間中の者が受ける権利を有していた退職年金の月額×別表(9)に定める率

(遺族年金の失権)

第11条 遺族年金を受け権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利を失う。

(1) 死亡したとき

(2) 婚姻したとき

(3) 三親等内の親族以外の者の養子となったとき

(転 給)

第12条 遺族年金を受け者が、前条の規定に該当するに至ったときは、10年間からすでに支給された退職年金および遺族年金の支給期間を差し引いた期間、その他の遺族に遺族年金を支給する。

(年金に代えて支給する一時金)

第13条 年金受給権者が、一時金の支給を申し出て共済会がこれを認めたときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。

2 前項の規定により年金受給開始前に受ける一時金の額は、〔第15条第1項に定める算式により計算される額と第15条第2項に定める算式により計算される額の合計額×別表(26)に定める率〕で計算される額とする。ただし、平成30年3月31日以前に退職し、退職年金据置期間中の者については、〔退職年金の月額(特別慰労金分を除く。)×別表(9)に定める率×108.596〕で計算される額と、〔別表(13)により計算された特別慰労金分についての月額×別表(9)に定める率×92.296〕で計算される額を合算して得た額とする。

3 第1項の規定により年金受給開始後に受ける一時金の額は、当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(27)に定める年金現価率を乗じて得た額とする。

4 前項に関わらず、平成30年3月31日以前に退職し、退職年金または遺族年金を受給している者は、

次に定めるところにより計算される額とする。

(1) 平成16年9月30日以前に退職した者

当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(11)に定める年金現価率を乗じて得た額とする。

(2) 平成16年10月1日以降、平成21年3月31日以前に退職した者

当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額のうち、平成16年9月30日以前の職員出資金部分の給付対象期間によって計算された月額と別表(13)により計算された特別慰労金分についての月額の合計額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(11)に定める年金現価率を乗じて得た額と、会員出資金部分の給付対象期間によって計算された年金月額（特別慰労金分を除く。）と平成16年10月1日以降の職員出資金部分の給付対象期間によって計算された年金月額の合計額に当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(12)に定める年金現価率を乗じて得た額を合算した額とする。

(3) 平成21年4月1日以降に退職した者

当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた退職年金または遺族年金の月額のうち、別表(13)により計算された特別慰労金分についての月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(11)に定める年金現価率を乗じて得た額と、会員出資金部分の給付対象期間によって計算された年金月額（特別慰労金分を除く。）と職員出資金部分および第2出資金部分のそれぞれの給付対象期間によって計算された年金月額の合計額に当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、別表(12)に定める年金現価率を乗じて得た額を合算した額とする。

(退職一時金)

第14条 被共済職員が、会員出資金部分の給付対象期間が1年以上20年未満または年齢55歳未満で退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、給付対象期間が1年未満で退職した拠出職員は、職員出資金累計額を支給する。

(退職一時金の額)

第15条 退職一時金の額は、次に定めるところにより計算される金額の合計額とする。

(1) 会員出資金部分

$\{(前年度末会員出資金元利合計額 \times 退職月に応じた別表(28)に定める率) + (当年度会員出資金年間拠出額 \times 退職月に応じた別表(29)に定める率)\} \times 別表(23)に定める率$

(2) 職員出資金部分

$(前年度末職員出資金元利合計額 \times 退職月に応じた別表(28)に定める率) + (当年度職員出資金年間拠出額 \times 退職月に応じた別表(29)に定める率)$

2 第2退職年金制度の給付対象期間が1年以上である加入者は、次の定めるところにより計算される金額が前項に定める退職一時金に加算される。

$(前年度末第2出資金元利合計額 \times 退職月に応じた別表(28)に定める率) + (当年度第2出資金年間拠出額 \times 退職月に応じた別表(29)に定める率)$

(遺族一時金)

第16条 被共済職員が、会員出資金部分の給付対象期間が1年以上20年未満または年齢55歳未満で死亡したときは、その者の遺族に、遺族一時金を支給する。ただし、給付対象期間が1年未満で拠出職員が死亡したときは、前条第1項第2号に定める額をその者の遺族に支給する。

(遺族一時金の額)

第17条 遺族一時金の額は、第15条第1項および第2項に定める金額とする。

(脱退給付金)

第18条 拠出職員が、会員に申し出て脱退したときは、脱退給付金を支給する。

(脱退給付金の額)

第19条 脱退給付金の額は、次に定めるところにより計算される金額とする。

(前年度末職員出資金元利合計額) × (脱退月に応じて別表(28)に定める率) +

(当年度職員出資金年間拠出額) × (脱退月に応じて別表(29)に定める率)

(端数の処理)

第20条 給付金の額を算定する過程において端数が生じた場合は、円未満を1円に切り上げ、支給時に10円未満の端数を生じたときは、これを10円単位に切り上げる。

第3章 給付金の請求と支給

(退職年金および遺族年金の請求と支給)

第21条 共済会は、被共済職員が退職し、第6条または第9条に該当したときは、会員が当該職員またはその遺族に支払う資金として、会員からの請求により、退職年金または遺族年金を支給する。

2 前項の給付を受けようとする会員は、年金・一時金請求書(様式第1号)および別に定める年金受給者届を、被共済職員退職後速やかに共済会に提出しなければならない。

3 前項において遺族年金の給付を受けようとする会員は、被共済職員の死亡を証する書類および受給者と被共済職員との身分関係を明らかにする書類を提出しなければならない。

(年金の支給期間)

第22条 年金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分を支給する。

(年金の支給時期)

第23条 年金は、毎年2月、5月、8月、および11月の各20日までに、それぞれ前月までの分を支給する。ただし、年金を受ける権利が消滅したときは、その支給時期にかかわらず、その際、その月までの支給未済分を支給する。

(年金受給者の届出義務)

第24条 年金の支給を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、すみやかにその旨を共済会に届け出なければならない。

(1) 届け出の印鑑を喪失した場合

(2) 住所、本籍地の変更、改印、改氏名または年金受領方法を変更した場合

2 年金の支給を受ける者は、毎年12月10日までに、提出期限前2か月以内に作成された戸籍記載証明又は住民票記載証明を、共済会の指定する方法によって提出しなければならない。

3 共済会は、前項の書類の提出がないときは、当該書類の提出があるまで、その者に対する年金の

支給を差し止めることができる。

(退職一時金および遺族一時金の請求と支給)

第25条 共済会は、被共済職員が退職し、第14条または第16条に該当したときは、会員が当該職員またはその遺族に支払う資金として、会員からの請求により、退職一時金または遺族一時金を支給する。

2 前項の給付を受けようとする会員は、年金・一時金請求書（様式第1号）を、被共済職員退職後速やかに共済会に提出しなければならない。

3 前項において遺族一時金の給付を受けようとする会員は、被共済職員の死亡を証する書類および受給者と被共済職員との身分関係を明らかにする書類を提出しなければならない。

(脱退給付金の請求および支給)

第26条 共済会は、拋出職員が脱退したときは、会員からの請求により、脱退給付金を支給する。

2 前項の脱退給付金の給付を受けようとする会員は、脱退給付金請求書（様式第2号）を、脱退月の末日までに共済会に提出しなければならない。

(未払未済給付の特例)

第27条 この規程にもとづき給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族（その者が遺族である場合は、その他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは当該死亡した者の相続人に支給する。

(遺族の範囲および順位)

第28条 第9条、第16条及び前条の規定による給付を遺族に支給するときの範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、被共済職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者の他、6親等内の血族および3親等内の姻族で、被共済職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者で、被共済職員に近い親族の順

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 給付を遺族に支給するときの順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により、同順位の遺族が二人以上いるときは、同順位の者から受領委任状の提出を求め、委任を受けた同順位の代表者に支給する。

(過払いの調整)

第29条 年金の支給を受けている者がその受給権を喪失した場合に第21条の規定による遺族年金受給手続きが遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、その者の遺族（その者が遺族である場合は、その他の遺族）に支払うべき遺族年金から差し引き調整する。

(受給権の処分禁止)

第30条 この規程による給付を受ける権利は、譲渡または担保に供することはできない。

(受給権の放棄)

第31条 会員は特別な事情がある場合は、この規程による給付を受ける権利を放棄することができる。

(請求時効)

第32条 本規程により給付を受ける権利は、5年間これを行使しないと時効によって消滅する。

第4章 雑 則

(退職年金規程の変更)

第33条 この規程を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附 則 (1)

この退職年金規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (2)

この退職年金規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (3)

この退職年金規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (4)

この退職年金規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (5)

この退職年金規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (6)

この退職年金規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (7)

この退職年金規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表(1)は平成16年10月1日から適用する。

附 則 (8)

この退職年金規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (9)

この退職年金規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (10)

この退職年金規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (11)

この退職年金規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (12)

この退職年金規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (13)

この退職年金規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (4)

一 時 金 支 給 率 表
(普通退職会員出資金分)

令和2年4月1日施行

被共済職員期間	支 給 率	被共済職員期間	支 給 率
0 年	0.0000	30 年	13.2815
1	0.2052	31	13.5815
2	0.4104	32	13.8815
3	0.6156	33	14.1815
4	0.8208	34	14.4815
5	1.0260	35	14.7815
6	1.7956	36	15.0815
7	2.3515	37	15.3815
8	2.9615	38	15.6815
9	3.5715	39	15.9815
10	4.1815	40	16.2815
11	4.5215	41	16.5815
12	4.8615	42	16.8815
13	5.2015	43	17.1815
14	5.5415	44	17.4815
15	5.8615	45	17.7815
16	6.1815	46	18.0815
17	6.5015	47	18.3815
18	6.8215	48	18.6815
19	7.1415	49	18.9815
20	7.4415	50	19.2815
21	7.7415	51	19.5815
22	8.0415	52	19.8815
23	8.3415	53	20.1815
24	8.6415	54	20.4815
25	9.5315	55	20.7815
26	10.2815	56	21.0815
27	11.0315	57	21.3815
28	11.7815	58	21.6815
29	12.5315		

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた率

6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた率

(ただし、給付対象期間が1年に満たない場合には支給は行わない。)

割引率表

平成 30 年 4 月 1 日施行

支給開始時、死亡時 または選択時年齢	割引率
55 歳	0.9057
56	0.9238
57	0.9423
58	0.9612
59	0.9804
60	1.0000

(注) 年齢に 1 歳未満の端数を生じた場合は次式による。

1 歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた支給率…… A

1 歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた支給率…… B

$$\text{割引率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第 4 位未満四捨五入)

別表 (11)

年金に代えて支給する一時金の乗率表

年金月額 1 円当たり現価率 (年利 5.5%)

平成 30 年 4 月 1 日施行

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.967	1.934	2.901	3.868	4.835	5.802	6.769	7.736	8.703	9.670	10.637
1	11.606	12.523	13.440	14.357	15.274	16.191	17.108	18.025	18.942	19.859	20.776	21.693
2	22.608	23.477	24.346	25.215	26.084	26.953	27.822	28.691	29.560	30.429	31.298	32.167
3	33.035	33.859	34.683	35.507	36.331	37.155	37.979	38.803	39.627	40.451	41.275	42.099
4	42.920	43.701	44.482	45.263	46.044	46.825	47.606	48.387	49.168	49.949	50.730	51.511
5	52.289	53.029	53.769	54.509	55.249	55.989	56.729	57.469	58.209	58.949	59.689	60.429
6	61.169	61.870	62.571	63.272	63.973	64.674	65.375	66.076	66.777	67.478	68.179	68.880
7	69.586	70.251	70.916	71.581	72.246	72.911	73.576	74.241	74.906	75.571	76.236	76.901
8	77.565	78.195	78.825	79.455	80.085	80.715	81.345	81.975	82.605	83.235	83.865	84.495
9	85.128	85.725	86.322	86.919	87.516	88.113	88.710	89.307	89.904	90.501	91.098	91.695
10	92.296											

(注) 次の場合における、年金に代えて支給する一時金に適用する。

- ① 平成 16 年 9 月 30 日以前に退職した場合の年金
- ② 平成 16 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日の間に退職した場合で、平成 16 年 9 月 30 日以前の給付対象期間の職員出資金分の年金
- ③ 平成 30 年 3 月 31 日以前に退職した場合の、特別慰労金分の年金

年金に代えて支給する一時金の乗率表

年金月額1円当たり現価率(年利2.0%)

平成30年10月1日施行

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.988	1.976	2.964	3.952	4.940	5.928	6.916	7.904	8.892	9.880	10.868
1	11.853	12.821	13.789	14.757	15.725	16.693	17.661	18.629	19.597	20.565	21.533	22.501
2	23.473	24.422	25.371	26.320	27.269	28.218	29.167	30.116	31.065	32.014	32.963	33.912
3	34.865	35.796	36.727	37.658	38.589	39.520	40.451	41.382	42.313	43.244	44.175	45.106
4	46.034	46.947	47.860	48.773	49.686	50.599	51.512	52.425	53.338	54.251	55.164	56.077
5	56.984	57.879	58.774	59.669	60.564	61.459	62.354	63.249	64.144	65.039	65.934	66.829
6	67.719	68.596	69.473	70.350	71.227	72.104	72.981	73.858	74.735	75.612	76.489	77.366
7	78.244	79.104	79.964	80.824	81.684	82.544	83.404	84.264	85.124	85.984	86.844	87.704
8	88.562	89.405	90.248	91.091	91.934	92.777	93.620	94.463	95.306	96.149	96.992	97.835
9	98.678	99.505	100.332	101.159	101.986	102.813	103.640	104.467	105.294	106.121	106.948	107.775
10	108.596											

(注) 平成30年3月31日以前に退職した場合で、別表(11)の適用に該当しない部分の年金の年金に代えて支給する一時金に適用する。

年金支給額表

(特別慰労金分)

平成9年4月1日施行

平成9年3月31日 までの給付対象期間	支給額	平成9年3月31日 までの給付対象期間	支給額
14年6箇月未満	0 円	22年	1,850 円
15年	1,090	23	1,960
16	1,200	24	2,060
17	1,310	25	2,170
18	1,410	26	2,280
19	1,520	27	2,390
20	1,630	28	2,500
21	1,740	29	2,610

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給額は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた額

6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた額

一時金支給額表
(特別慰労金分)

平成9年4月1日施行

平成9年3月31日 までの給付対象期間	支給額	平成9年3月31日 までの給付対象期間	支給額
14年6箇月未満	0 円	22年	170,000 円
15年	100,000	23	180,000
16	110,000	24	190,000
17	120,000	25	200,000
18	130,000	26	210,000
19	140,000	27	220,000
20	150,000	28	230,000
21	160,000	29	240,000

(注) 給付対象期間に1年未満の端数を生じた場合の支給額は次による。

6箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた額

6箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた額

割掛率表
(会員出資金分)

平成 30 年 4 月 1 日施行

給付対象期間	割掛率
0 年	0.00
1	0.50
2	0.50
3	0.60
4	0.70
5	0.80
6	0.90
7	1.00
8	1.00
9	1.01
10	1.01
11	1.02
12	1.02
13	1.03
14	1.03
15	1.04
16	1.04
17	1.05
18 年以上	1.05

(注) 給付対象期間に 1 年未満の端数を生じた場合の割掛率は次による。

6 箇月以上の端数を生じた場合は、切り上げた年数に応じた率

6 箇月未満の端数を生じた場合は、切り捨てた年数に応じた率

据 置 率 表

平成 30 年 4 月 1 日施行

退職時年齢	据 置 率
55 歳	1.0773
56	1.0614
57	1.0457
58	1.0302
59	1.0150
60 歳以上	1.0000

(注) 年齢に 1 歳未満の端数を生じた場合は次式による。

1 歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた支給率…… A

1 歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた支給率…… B

$$\text{据置率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第 4 位未満四捨五入)

割 引 率 表

平成 30 年 4 月 1 日施行

支給開始時 または 死亡時年齢	割 引 率
55	0.9283
56	0.9422
57	0.9563
58	0.9707
59	0.9852
60	1.0000

(注) 年齢に 1 歳未満の端数を生じた場合は次式による。

1 歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた支給率……A

1 歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた支給率……B

$$\text{割引率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第 4 位未満四捨五入)

据 置 率 表

平成 30 年 4 月 1 日施行

退職時から一時金 選択時までの期間	据 置 率
0 年	1.0000
1	1.0150
2	1.0302
3	1.0457
4	1.0614
5	1.0773

(注) 期間に 1 年未満の端数を生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…… A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…… B

$$\text{据置率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12}$$

(小数第 4 位未満四捨五入)

別表 (27)

年金に代えて支給する一時金の乗率表

年金月額 1 円当たり現価率 (年利 1.5%)

平成 30 年 4 月 1 日施行

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.991	1.982	2.972	3.963	4.954	5.945	6.935	7.926	8.917	9.908	10.898
1	11.889	12.865	13.841	14.817	15.793	16.769	17.746	18.722	19.698	20.674	21.650	22.626
2	23.602	24.564	25.525	26.487	27.449	28.410	29.372	30.334	31.295	32.257	33.219	34.180
3	35.142	36.090	37.037	37.985	38.932	39.880	40.827	41.775	42.722	43.670	44.617	45.565
4	46.512	47.446	48.379	49.313	50.246	51.180	52.113	53.047	53.980	54.914	55.847	56.781
5	57.714	58.634	59.553	60.473	61.393	62.312	63.232	64.152	65.071	65.991	66.911	67.830
6	68.750	69.656	70.562	71.468	72.374	73.280	74.187	75.093	75.999	76.905	77.811	78.717
7	79.623	80.516	81.408	82.301	83.194	84.086	84.979	85.872	86.764	87.657	88.550	89.442
8	90.335	91.215	92.094	92.974	93.853	94.733	95.612	96.492	97.371	98.251	99.130	100.010
9	100.889	101.756	102.622	103.489	104.355	105.222	106.088	106.955	107.821	108.688	109.554	110.421
10	111.287											

(注) 平成 30 年 4 月 1 日以降に退職した場合の年金に代えて支給する一時金に適用する。

退職時または脱退時における前年度末元利合計額付利率表

平成 30 年 4 月 1 日施行

退職月 または 脱退月	前年度末会員出資金、職員出資金 または第 2 出資金 元利合計額に乗ずる率
4 月	1.0013
5 月	1.0025
6 月	1.0038
7 月	1.0050
8 月	1.0063
9 月	1.0075
10 月	1.0088
11 月	1.0100
12 月	1.0113
1 月	1.0125
2 月	1.0138
3 月	1.0150

退職時または脱退時における当年度年間拠出額付利率表

平成 30 年 4 月 1 日施行

退職月 または 脱退月	当年度会員出資金、職員出資金 または第 2 出資金 年間拠出額に乗ずる率
4 月	1.0006
5 月	1.0013
6 月	1.0019
7 月	1.0025
8 月	1.0031
9 月	1.0038
10 月	1.0044
11 月	1.0050
12 月	1.0056
1 月	1.0063
2 月	1.0069
3 月	1.0075

(様式第1号)

年 金 ・ 一 時 金 請 求 書

年 月 日

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長 様

共済会受付印

次のとおり退職金を請求します。
下記の請求者・退職者（遺族）口座にお支払下さい。

※共済会使用欄

受付番号

請求内容 該当部分を○で 囲んで下さい	一時金	年金	「年金」を請求する際は、別途書類が必要です。 共済会までご連絡ください。
---------------------------	-----	----	-----------------------------------------

請求者	会員名及び 代表者名	〒 電話番号 ()	請求印
	所在地		公印

退職者	会員番号	施設	退職時勤務していた施設名		生年月日		
					T・S H 西暦	年 月 日	
	被共済職員番号		氏名（上段：フリガナ 下段：漢字）		本人印	旧姓（上段：フリガナ 下段：漢字）	
	退職理由		就職年月日	退職年月日	当会からの借入金の有無		
普通退職 ・ 死亡退職	S H・R 西暦	年 月 日	H・R 西暦	年 月 日	有 ・ 無		

遺族（年金・一時金）が請求する場合のみ記入してください		
遺族氏名（上段：フリガナ 下段：漢字）	個人印	続柄

源泉徴収票添付の同意について※
同意しない場合のみチェック → <input type="checkbox"/>

※本会が代行作成する源泉徴収票を福祉医療機構退職金請求関係書類への添付を行うことについての可否について。

振込先金融機関	銀行・信用組合 信用金庫・協同組合				本店 支店 支所
	金融機関コード・店番号も必ず記入してください				口座名義（上段：フリガナ 下段：漢字）
	コード	店番号	預金種目	口座番号	
			普 通 当 座		

退職者住所（郵便物の必ず到着する所）	
(〒 -)	電話番号 ()

共済事務ご担当者連絡先	
ご担当者氏名：	電話： ()
	FAX： ()

（個人情報の取り扱いに関する注意事項）

退職者に係る個人情報は、退職年金事業業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。

(様式第2号)

脱退給付金請求書(兼脱退届)

年 月 日

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長 様

被共済職員が退職年金事業職員出資金部分を脱退したのでお届けします。
また、次のとおり脱退給付金を請求しますので、下記口座にお支払いください。

受付番号
※

会員番号	施設		
会員名及び 代表者名			公印
所在地	〒	電話番号 ()	
勤務する 施設名			

被共済職員番号	氏名(上段:フリガナ 下段:漢字)	本人印	生年月日	
			T・S H 西暦	年 月 日
職員出資金加入年月日		職員出資金脱退年月日		当会からの 借入金の有無
H・R 西暦	年 月 日	H・R 西暦	年 月 日	有・無

振込先金融機関	銀行・信用組合 信用金庫・協同組合			本店 支店 支所
	金融機関コード・店番号も必ず記入してください			口座名義(上段:フリガナ 下段:漢字)
	コード	店番号	預金種目	口座番号
			普通 当座	

請求者住所(郵便物の必ず到着する所)	
(〒 -)	電話番号 ()

【注意事項】

- 脱退後は職員出資金部分に再度加入することはできません。
- この請求書は脱退しようとする月の末日までに提出してください。
- 退職時は「被共済職員退職届(第13号様式)」と「年金・一時金請求書(様式第1号)」を提出してください。

共済事務担当者・連絡先	
担当者名:	電話: - - FAX: - -

共済会受付印